

議決権行使に関する方針及び手続き

議決権行使に関する責任

ティー・ロウ・プライス・アソシエイツ・インク、ティー・ロウ・プライス・インターナショナル・リミテッド、ティー・ロウ・プライス(カナダ)インク、ティー・ロウ・プライス香港リミテッド及びティー・ロウ・プライス・シンガポール・プライベート・リミテッド、ティー・ロウ・プライス・ジャパン株式会社(以下総称して「**ティー・ロウ・プライス**」)は、株主としての特権の一つは、取締役の選任及び、株主総会にかけられる企業の組織、運営という重要側面に影響する問題についての株主議決権行使にあると認識するとともに、この原則を遵守します。顧客に対し受託者責任を負う運用会社として、ティー・ロウ・プライスは、運用会社として設立しサービスを行う米国登録の投資会社(以下「**ティー・ロウ・プライス・ファンド**」)や、**コモン・トラスト・ファンド**、**オフショア・ファンド**、また議決権代理行使プロセスにおいてティー・ロウ・プライスの関与を求める機関投資家及び個人の顧問顧客が株式を保有する企業の株主議決権に関する議案内容を分析します。ティー・ロウ・プライスは、**ティー・ロウ・プライス・ファンド**、及び**ティー・ロウ・プライス**に株主議決権代理行使に関する権限を委譲した特定の顧問顧客のために議決権代理行使に関する責任を引き受けます。また、ティー・ロウ・プライスは、議決権行使を委任しないが、議決権行使に関する助言を求める顧問顧客に対し、議決権行使に関する推奨を行います。ティー・ロウ・プライスは、顧客ごとの議決権行使ガイドラインに従って株主議決権行使を拒否する権利を有します。

ティー・ロウ・プライスは、顧客の議決権行使に関し、受託者責任の履行と明文化として正式な方針及び手続きを定めるため、本株主議決権行使に関する方針及び手続き(以下「**本方針及び手続き**」)を採用してました。なお、この方針及び手続きは毎年更新されます。

受託者責任に対する考え:ティー・ロウ・プライスの方針として、株主議決権行使に関する決定は、特定の顧客又は**ティー・ロウ・プライス・ファンド**の観点から、投資先企業の適性に対して考えられる影響を踏まえて判断します。株主議決権行使は、顧客及び**ティー・ロウ・プライス・ファンド**の株主の利益のため、また従業員給付基金に関連しては基金の加入者及び受益者の利益のためのみに行われます。当社は常に、できる限り、また当社の受託者義務及び責任と整合性のある方法で、株主議決権行使を行う意向です。海外投資に関する実務性や費用の観点から、またそれが不利となる場合など、株主議決権行使ができない場合もあります。

その他の考慮すべき点:特定の企業について投資の妥当性を判断する際、**ティー・ロウ・プライス**が考慮する主な要素の一つは、経営陣の質と厚みです。当社は、経営陣には企業の日常業務の運営や、取締役会の監督下での長期的な企業の方向性及び戦略的計画の策定が委ねられると認識しています。従って、当社の議決権行使ガイドラインは、企業の日常業務に関する経営陣への当社の判断に代わるものではありません。むしろ、当社の議決権行使ガイドラインは、企業経営陣と取締役会に株主に対する説明責任の履行を促し、経営陣の利益と株主の利益を一致させ、そしてコーポレートガバナンスにおいて企業がベストプラクティス

を採用するよう働き掛けるためのものです。株主議決権行使ガイドラインに加え、当社は議決権行使にあたっては、企業の開示情報、取締役会の推奨、企業の過去の実績、各国固有のベストプラクティス規範、当社のリサーチ提供者、また何よりも当社の投資プロフェッショナルの見解を判断基準としています。

方針及び手続きの管理

議決権行使委員会: ティー・ロウ・プライスの議決権行使委員会(以下「議決権行使委員会」)は、コーポレートガバナンス及び、企業の社会的責任を含むその他の議決権行使議案に対する関し、立場を明確にする責任があります。また、特定の議決権行使委員会メンバーは、議決権行使議案に対する質問を検討し、顧客やミューチュアルファンドの投資家からの問い合わせに応えます。議決権行使委員会は議決権行使ガイドラインを定め、ティール・ロウ・プライスのポートフォリオ運用部門の意見を参考にしますが、ティール・ロウ・プライス・ファンドや顧問顧客のために議決権を行使する権限は持っていません。この責任があるのは、ティール・ロウ・プライス・ファンドの投資アドバイザー委員会議長または顧問顧客のポートフォリオ・マネジャーです。

議決権行使サービス・グループ: 議決権行使サービス・グループは、本方針及び手続きに定められた議決権行使プロセスの管理に責任を持ちます。

コーポレートガバナンス部門責任者: コーポレートガバナンス部門の責任者は、近く開催されるすべての株主総会での議決権行使議案を検討し、グローバル・セクター・アナリストやポートフォリオ・マネジャーに対し、担当ポートフォリオの議決権行使の判断について企業ごとの推奨を行う責任があります。

議決権行使書の内容確認、処理及び行使方法

議決権行使プロセスを円滑に行うため、ティール・ロウ・プライスは議決権行使及びコーポレートガバナンス分野の専門家としてインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスーズ(以下「ISS」)と採用しています。ISSは、様々な受託者レベルで議決権行使に関する助言及び議決権行使サービスの提供を専門としています。これらのサービスには、議決権行使に関する推奨及び遂行、報告などが含まれます。議決権行使委員会で毎年承認されるティール・ロウ・プライスの議案別議決権行使ガイドラインを反映させるため、ISSはティール・ロウ・プライス・ファンド及びその他の顧客口座のために当該議決権行使方針を維持、実施します。

株主総会の通知

ティール・ロウ・プライスは、顧客口座で保有する企業について近く開催される株主総会に関する当社への通知、並びに顧客の様々なカストディ銀行への議決権指図の伝達のため、ISS

の議決権行使エージェント・サービスを利用します。ISS は、ティー・ロウ・プライスの保有有価証券を常に把握し、送られてくる議決権行使書面と照合します。同書面が期限内に届かない場合、ISS は然るべきカストディ銀行または議決権行使書類配布エージェントからこれら入手します。株主総会や基準日の情報は日々更新され、ISS のウェブベースのアプリであるプロキシ・エクスチェンジを通じてティー・ロウ・プライスに送られてきます。

議決権行使の決定

ISS は、ティー・ロウ・プライス向けの議決権行使リサーチ・プラットフォームに、予定される株主総会、議決権行使議案、主要議案事項に関する発行物や、議決権行使のリサーチや処理に役立つ議案別議決権行使の推奨などの概要を毎日配信します。議決権行使の決定に関する最終的な権限と責任は、ティー・ロウ・プライスにあります。議決権行使議案に関する決定は主として、当社の顧客の観点から当該企業への投資の妥当性にどのような影響を及ぼすかを考慮して下されます。

ポートフォリオ・マネジャーは、議決権行使委員会が定めたガイドラインに沿って議決権行使の決定を行い、議決権行使サービス・グループにすべての議決権行使についても同様の指図をするかもしれません。あるいは、ポートフォリオ・マネジャーは議決権行使の推奨を自ら検証し、行使前にすべての議案について自分の承認を求めるか、会社提案に反対する場合のみ自分の承認を求めるかもしれません。ポートフォリオ・マネジャーには、議決権行使委員会の議決権行使ガイドラインに縛られず、すべての議案について検証、決断する権限も与えられています。いずれにしても、ポートフォリオ・マネジャーは顧客口座のすべての議決権行使に関する情報をまとめた最新の報告書を受け取る選択ができます。ティー・ロウ・プライスのガイドラインと一致しない議決権行使を行うポートフォリオ・マネジャーは、その理由を書面で提出することを義務付けられています。議決権行使サービス・グループには、この文書を保管し、当社議決権行使ガイドラインに反する投票の根拠が適切に記されていることを確認する責任があります。

ティー・ロウ・プライスの議決権行使方針

株主総会に定期的に提出される種類の会社及び株主義案については、議決権行使委員会により具体的な議決権行使ガイドラインが定められており、その詳細はティー・ロウ・プライスのウェブサイト (www.troweprice.com) でご覧になれます。以下に、最も重要な議案事項に関する当社のガイドラインをまとめました。

取締役の選任: 米国企業に関しては、ティー・ロウ・プライスは原則として、候補者の過半数が独立性の高い取締役であることを支持します。しかし、ティー・ロウ・プライスは、その独立性が当社の基準を満たさない社外取締役に対しては反対票を投じることがあり、当人が報酬委員会や指名委員会など全取締役の高い独立性が求められる取締役委員会の委員を務める場合は特にそうです。米国以外の企業に関しては、各地域のコーポレートガバナンス・コードが

定める独立性の最低基準を満たすことを期待します。しかし、当社は最低でも、どの地域の取締役会にも業務執行取締役と非業務執行取締役がいるべきと考えており、独立性の高い取締役の数が不十分な企業の上級役員に対しては反対票を投じる可能性が高いと思います。他社の取締役を兼務しているため、当該企業の取締役の職務に十分な時間を取れない取締役にも反対票を投じます。ガバナンスや監督に重大な問題があると思われる企業の取締役会メンバーを務める取締役には反対票を投じることがあります。また、過剰な役員報酬や退職慰労金を承認する報酬委員会メンバーにも反対票を投じることがあります。期差任期制度は取締役の株主に対する説明責任を弱め、買収提案に対する抑止力となるため、当社は全取締役を毎年選任することを支持します。取締役会の説明責任を高めるため、ティー・ロウ・プライスは取締役の選任に関して多数決制の導入を求める提案を支持します。そして、過半数の支持を得た株主提案が実施されない場合は、取締役会全体に対する投票を差し控えることがあります。

買収防衛策、資本構成及びコーポレートガバナンスに関する事項: ティー・ロウ・プライスは原則として、買収防衛策に反対します。買収防衛策は株主の権利に悪影響を及ぼし、潜在的に企業価値を高める取引に対する株主の行動能力を制限するからです。買収防衛策には、期差任期制取締役会、スーパーマジョリティ条項、デュアルクラス株、ポイズンピルなどがあります。資本構成に関する提案に対する投票では、ティー・ロウ・プライスは、株主に対する希薄化効果と株主の権利への影響を考慮します。当社は、企業のガバナンス・セーフガードが不十分と判断される場合、会長職と CEO 職の分離を求める株主提案を支持することがあります。

役員報酬に関する事項: ティー・ロウ・プライスの目標は、企業の株式ベース型報酬制度と株主の長期的利害が一致するようにすることです。当社は、株主に対する希薄化効果、問題のある制度の特徴、バーンレート、株式報酬体系など多くの要素を用いて、各制度を個別に検討します。当社は原則として、役員と株主のインセンティブを効果的かつ公正に調整するように設計された制度については承認します。逆に、少数の上級役員に過剰と思われる報奨を提供するか、同業他社に比べて過度な希薄化をもたらし得る報酬パッケージには反対します。報酬慣行全体に問題があると思われる企業の株式プランにも反対することがあります。当社は原則として、原株式の価値が下落した場合のオプション権利行使価格の変更には、株主と従業員の利益のバランスがうまく取れない限り、反対します。過剰な退職慰労金パッケージ、並外れた担保/ヘッジ付きストック・ポジション、役員特典、業績と適切に連動していない賞与など、支給慣行が特に甚だしい企業については、報酬委員会メンバーに反対票を投じることがあります。役員報酬慣行の承認を求める会社提案(以下「セイ・オン・ペイ」議案)については、役員報酬と企業業績の長期的な連動性や、報酬制度における好ましくない構造的特性の有無を評価するスクリーンによって個別に分析します。企業が報酬に関する勧告的決議を求める頻度に関しては、ほとんどの場合、株主は年 1 回の投票機会を与えられるべきと考えています。最後に、当社がセイ・オン・ペイ議案に数年連続で反対票を投じた企業については、報酬委員会メンバーまたは取締役全体に反対票を投じることがあります。

M&A: ティー・ロウ・プライスは、買収提案、合併及びその他特別な企業取引については個別に検討し、株主が現在及び将来受け取る利益にプラスとなるかどうか判断し、ティー・ロウ・プライス・ファンド及び顧客の保有する有価証券に公正な配慮が払われるように努めます。

当社は、合併案件と関連して行われる、役員慰労金パッケージの承認を求める提案(以下「**セイ・オン・ゴールデンパラシュート**」議案)については、役員インセンティブと株主利益の一致が低下すると判断される場合、高い確率で反対します。

企業の社会的責任に関する事項: 企業の社会的責任に関する投票の推奨は、ISS の議決権行使リサーチや企業報告書を使ってコーポレートガバナンス部門の責任者が行います。ティー・ロウ・プライスは原則として、社会・環境・企業責任に関する事項については、経営陣が適切に対処しなかった企業のビジネスや業務が投資面で多大な影響を及ぼさない限り、会社提案に賛成します。ティー・ロウ・プライスは、企業のビジネスに特に関係のある環境やその他公共政策の問題に関する対象を絞り込んだ株主提案を支持します。

グローバルな投資先企業: ISS は、グローバルな議決権行使方針の策定と適用に関して二段階のアプローチを採用します。まず、企業の所在地に関係なく、コーポレートガバナンス全般に関する最も基本的な事項について基準となる方針ガイドラインを策定します。次に、健全なコーポレートガバナンスの実現という基本目標に反しない範囲内で、標準的な市場慣行を踏まえながら各国の様々な個別事情を考慮します。その目標は、米国のコーポレートガバナンス問題のために策定された方針を全市場にうまく適用できるとは限らないことを認識した上で、株主権を効果的に利用することにより株主価値を高めることです。議決権行使委員会は、ISS のグローバルな一般的方針を検討した後、そうした推奨と各市場における投資家としての我々の見解に基づいて独自の国際的な議決権行使ガイドラインを策定します。

債券、インデックス及びパッシブ運用口座: 債券、インデックス及びパッシブ運用ポートフォリオに関する議決権行使は、議決権行使委員会が定めたティー・ロウ・プライスのガイドラインを使って議決権行使サービス・グループが行います。同一の企業がアクティブ運用口座とインデックス口座の両方で保有される場合、インデックス口座はアクティブ運用口座の議決権行使プロセスで決定された投票に従います。また、債券口座は原則として、債券特有の事項(例: 同意事項、事業再編、会社更生提案)ではない限り、株式口座で保有する有価証券の議決権行使の判断に従います。

相違する投票: 議決権行使委員会が定めた方針に反する投票や、他の顧客やティー・ロウ・プライス・ファンドの決定と異なる投票が行われる場合、議決権行使サービス・グループが担当ポートフォリオ・マネジャーに投票が割れていることを知らせます。たいていの場合、当社の投票はティー・ロウ・プライス・ファンドやその他の口座のコンセンサスを反映するので、見解が相反する当事者同士が話し合います。

シェアブロッキング: シェアブロッキングとは、特定の外国において議決権行使のために株式の売買を「凍結する」慣行です。シェアブロッキングが適用される市場では、議決権が行使されると、カストディ銀行またはサブカストディ銀行が株主総会前に当該株式の売買を自動的に凍結します。シェアブロッキングは市場によって異なりますが、通常、株主総会の 1 日から 15 日前の間に行われます。シェアブロッキングが適用される市場では、ブロッキング期間中に取引が決済される場合、フェイルが発生する可能性があります。ティー・ロウ・プライスは原則と

して、ブロックされた株式の流動性喪失を上回る大きな経済的な影響がない限り、シェアブロッキングが行われる国では投票を差し控えることにしています。

有価証券貸付: ティー・ロウ・プライス・ファンド及び当社の機関投資家顧客はインカム収入を得るため、有価証券貸付プログラムに参加することがあります。一般に、議決権は貸付けられた有価証券に付随します。ただし、貸付契約では、期限前にカストディ銀行に十分な通知期間が与えられれば、貸し手は貸付を終了して、貸付けた証券を回収する権利があります。ティー・ロウ・プライスは原則として、貸付けられた有価証券の価値に影響を及ぼし得る重大な投票事項があると判断されない限り、貸付けられた有価証券については議決権を行使しません。この場合、当社は、開催予定の株主総会で議決権を行使するため、貸付けられた有価証券を回収する裁量権を有します。

利益相反の監視及び解決

議決権行使委員会には、議決権行使に関してティー・ロウ・プライスとその顧客の間で発生しうる重大な利益相反を監視し、解決する責任もあります。当社は、議決権行使が当社ファンドの株主以外の利益による影響を受けないようにするセーフガードを導入しました。議決権行使委員会のメンバーは多様ですが、顧客関係管理、マーケティング、セールスを主な職務とする人は含まれません。ティー・ロウ・プライスの議決権行使ガイドラインは議決権行使委員会によって事前に決められるため、ファンドのポートフォリオ・マネジャーが議決権行使でガイドラインを適用すれば、ほとんどの場合、潜在的な利益相反への適切な対処がなされることとなります。ただし、当社の方針及び手続きでは、ポートフォリオ・マネジャーは一般的な議決権行使ガイドラインと異なる投票を行うことが認められているため、議決権行使委員会は定期的に、議決権行使ガイドラインに一致しない議決権行使をすべて検証し、ポートフォリオ・マネジャーの投票に合理的な根拠があるかどうか判断します。議決権行使委員会はまた、ティー・ロウ・プライスと投資先企業(ポートフォリオに組み入れられた企業の所有権とは関係ない)とのビジネスやその他重大な関係がその会社の議決権行使に関するガイドライン不一致に影響を及ぼしたかどうかについても評価します。

潜在的な利益相反が生じる問題については、ティー・ロウ・プライスが議決権を行使する前に早期に解決するため、議決権行使委員会の指定されたメンバーに委ねられます。個人的な利益相反に関しては、ティー・ロウ・プライスの倫理・行動規範により、すべての従業員に自らの利益が当社顧客の利益と相反する「不適切な状況」に身を置くことを避け、特定の社外ビジネス活動への従事能力を制限することを義務付けられています。特定の議決権行使に関して個人的な利益相反があるポートフォリオ・マネジャーまたは議決権行使委員会メンバーはこの件に関与してはならず、当該議決権行使の判断に参加してはならないことになっています。

個別の利益相反の状況: 特定のティー・ロウ・プライス・インデックス・ファンドによるティー・ロウ・プライス・グループ・インク普通株(シンボル:TROW)に対する議決権行使は、いかなる場合も、ティー・ロウ・プライスの方針に従って行われなければならない、方針と矛盾した議決権

行使は認められません。ティー・ロウ・プライス・グループの議決権行使書類に記載される特定の議案についてガイドラインが定められていない場合、ティー・ロウ・プライスでは、当該議決権の行使を棄権します。また、ティー・ロウ・プライスは、他のティー・ロウ・プライス・ファンドに投資している特定のティー・ロウ・プライス・ファンドの保有有価証券について、議決権を行使する権限を有します。ティー・ロウ・プライスは、ティー・ロウ・プライス・ファンド(ファンド・オブ・ファンズを含みます)の投資先ファンドが議決権を行使する場合においては、投資先ファンド(ティー・ロウ・プライス・リザーブ・インベストメント・ファンド以外)の株主による投票と同じ割合で、組み入れているファンドが保有するファンド株式のミラー投票を行います。

銀行の議決権行使に関する制約

米連邦準備理事会(FRB)による特例策実施に伴い、ティー・ロウ・プライスは条件付きで、顧客口座において銀行、銀行持株会社、貯蓄貸付持株会社、または貯蓄組合(各「銀行」)の議決権を伴う株式を10%以上保有できます。ただし、合算で、当該銀行の実質的所有権の15%という上限を超えることはできません。上記条件の一つは、ティー・ロウ・プライスの顧客が銀行の議決権株式全体の10%を超えて保有する銀行株式(以下「**超過株式**」)に対して、ティー・ロウ・プライスが投票する方法に影響します。ティー・ロウ・プライスは、超過株式の議決権を他の議決権と同内容で行使することがFRBによって義務付けられているため(いわゆる「ミラー投票」)、仮にミラー投票できない場合は、行使せずに棄権せざるを得ません。議決権を伴う株式を10%超保有している銀行については、ティー・ロウ・プライスは、議決権を有している全ての顧客口座を通算して比例計算することにより、保有株式のどの部分が超過株式に相当するかを決定します。

報告、記録保管及び監視

議決権行使委員会及び、同委員会の指図を受ける特定の担当者が、ティー・ロウ・プライスの議決権行使に関して、特に次の監視・確認作業を行います。(1) 随時、議決権行使のサンプル調査を行い、ティー・ロウ・プライスの議決権行使ガイドラインに沿った投票が行われていることを確認しています。(2) 本方針及び手続きの適切性を年一回以上の頻度で見直し、効果的に実施されていることを確認しています。この作業には、本方針及び手続きが引き続き、当社顧客の最善の利益に資する議決権行使がなされるよう合理的に設計されたものであるかの確認も含まれます。(3) 契約している議決権行使助言会社が、議案を適切に分析する能力や資質を有するかのデューデリジェンスを実施します。この作業には、議決権行使助言会社の人員配置、担当者及び方針の適切性及び質の検討も含まれます。(4) 契約している議決権行使助言会社とその手続きの(i) 最新の正確な情報に基づく議決権行使リサーチを行う能力、(ii) 議決権行使助言会社の提供サービスの特性・質として、利益相反やそれ以外の然るべき考慮事項を特定し、それに対処する能力を監視しています。

ティー・ロウ・プライスは議決権行使状況の記録を提供するよう要請された各顧客向けに、

議決権行使概要報告書を作成します。報告書には、投資先企業、株主総会の日時、議案、当期にその顧客のために行われた投票の内容と、各議案項目に対する立場を記載します。報告書は通常、四半期または1年を対象期間とし、顧客からの要請に応じて提供しています。

ティー・ロウ・プライスは、議決権行使推奨に関する資料、企業経営者の立場への反対票に関するメモ、相違する投票を行った株式に関する文書を保管します。また、ティー・ロウ・プライスの議決権行使ガイドライン、議決権行使委員会の会議資料、その他の投票判断の関係する内部リサーチなどの重要文書も保持します。議決権行使に関する資料及び関係文書すべての保管期間は6年です(米証券取引委員会(SEC)のEDGARデータベースで閲覧可能な議決権行使書は除きます)。